

○関市○○○○○施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、関市○○○○○施設条例(令和6年関市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第2条 条例第5条第1項の規定による関市○○○○○施設(以下「施設」という。)の使用許可を受けようとする者は、関市○○○○○施設使用許可申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、施設の使用を許可したときは、関市○○○○○施設使用許可書(別記様式第2号)を交付する。

3 許可を受けた使用時間には、準備及び原状に回復する時間を含むものとする。

(使用許可の変更申請等)

第3条 施設の使用許可を受けた者は、当該許可に関する事項を変更又は取消しをしようとするときは、関市○○○○○施設使用変更(取消)申請書(別記様式第3号)に関市○○○○○施設使用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更又は取消しを許可したときは、関市○○○○○施設使用変更(取消)許可書(別記様式第4号)を交付する。

(使用許可の取消し等)

第4条 市長は、条例第7条の規定により施設の使用を許可しなかったとき又は条例第9条第1項の規定により施設の使用の許可を取り消したときは、関市○○○○○施設使用等不許可(許可取消)通知書(別記様式第5号)を交付する。

(使用料の減免の額等)

第5条 条例第10条第3項の規定により使用料を減免することができる額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市又は関市教育委員会が主催し、又は共催する事業等に使用するとき 使用料の全額

(2) 公共的な団体で市長が適当と認めるものが市の業務を補完する目的のために使用するとき 使用料の全額

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定により市内に設置された幼稚園の幼児及びその引率者若しくは小学校、中学校及び特別支援学校の児童生徒並びにその引率者が教育課程に基づく学習活動、部活動その他の学校教育活動として使用するとき又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により市内に設置された保育所の幼児及びその引率者が保育の実施に必要な活動として使用するとき 使用料の全額

(4) 学校教育法の規定により市内に設置された幼稚園の幼児及びその引率者若しくは小学校、中学校及び特別支援学校の児童生徒並びにその引率者又は児童福祉法の規定により市内に設置された保育所の幼児及びその引率者が育成会その他の保護者等クラブ(部活動を補完する目的で平日の夜間又は休日に当該部活動と同様の活動を行う保護者等が運営主体の組織をいう。)の活動等生涯学習スポーツ活動として使用するとき 使用料(冷暖房料を除く。次号及び第6号において同じ。)の4分の3の額

(5) 学校教育法の規定により市内に設置された高等学校の生徒及びその引率者が教育課程に基づく学習活動、部活動その他の学校教育活動として使用するとき

使用料の4分の3の額

(6) 社会教育関係団体その他の公共的な団体で市長が適当と認めるものがその本来の目的のために使用するとき 使用料の4分の3の額

(7) 前各号に掲げるときのほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が適当と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、関市〇〇〇〇〇施設使用料減免申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する減免の申請を承認したときは、関市〇〇〇〇〇施設使用料減免承認書（別記様式第2号）を交付する。

（指定管理者による管理）

第6条 条例第14条第1項の規定により指定管理者が施設の管理に関する業務を行う場合についての第2条第1項及び第2項、第3条、第4条、第5条第2項及び第3項、別記様式第1号並びに別記様式第2号の規定の適用については、第2条第1項及び第2項、第3条、第4条並びに第5条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項及び第3項、別記様式第1号並びに別記様式第2号中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。